

埼玉県告示第八十四号

告示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

令和八年一月三十日

埼玉県知事
大野元裕

歩間仁社会看護ステーション訪至 会医療法人よしかわヨウ訪至	新座アスケア訪問入浴	所沢アスケア訪問入浴			株式会社熊谷支店事業部	石田屋松本材			介護老人福祉施設はすだの森		
在事業所所	称事業所名	称事業者名	称事業所名	称事業者名	称事業所名	在事業者所	称事業者名	称事業所名	在事業者所	称事業者名	
一 所沢市五丁目七番六号 三	いざ護りセントサヒンタ在宅介に	アサヒサンヒン株式会社	リーアサヒサンヒン株式会社	訪問と入浴ころざわ会	リーアサヒサンヒン株式会社	木株式会社松本	○四五熊谷市石原八	木株式会社松本	介護老人福祉施設蓮田園	蓮田市江ヶ崎〇〇三	昭仁社会福祉法人
六〇 所沢市四丁目三番二号 六山	入浴アスケア新座訪問	C株式会社ArreAS	入浴アスケア所沢訪問	C株式会社ArreAS	業松屋株式会社木谷支店	六藤岡群馬県藤岡市九三六一	屋株式会社石田	の施設介護老人はすだ祉	加須市琴寄二〇一三	青い森社会福祉法人	
介訪問予看防護訪問看護	介護訪問予防訪問介護	介護訪問予防訪問介護	介護訪問予防訪問介護	介護訪問予防訪問介護	居間入浴支援	特用具販売	介護用具貸与	介護用具貸与	介護老人福祉施設		